

序章 低炭素都市づくり計画について

背景と目的

2050年までに世界の温室効果ガスの排出量を、2010年比で40～70%削減が必要とされている中で、本市から排出される二酸化炭素の排出量のうち、都市計画・都市づくりに関係の深い運輸部門及び民生（家庭・業務）部門からの排出量は約7割を占めており、小田原市地球温暖化対策推進計画では、低炭素型まちづくりの推進を掲げています。

都市づくりにおいては、人口減少、超高齢社会の到来により、高齢者が自立して暮らしていける環境、子育て世帯が安心して子供を産み、育てられる環境の整備が不可欠であり、また、財政状況が厳しさを増す中、市街地の拡大に伴い増加した各種の行政コストを効率化し、将来の都市づくりへの投資へとつなげていくことも必要です。小田原市都市計画マスタープランでは、「鉄道駅を中心とした利便性の高いまち」、「公共交通が便利なまち」、「魅力あふれるまち」を都市の目標像に掲げています。

これらの実現に向け、平成24年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「小田原市低炭素都市づくり計画」を策定し、住民や事業者のみならずと集約型・低炭素型の都市づくりの方向性を共有し、取り組みを推進しようとするものです。

計画区域

低炭素都市づくり計画は、計画の対象として必要となる区域を計画区域として、「市街化区域」または「区域区分に関する都市計画が定められていない場合には用途地域が定められている区域」から設定する必要があります。

本市では、計画区域を市街化区域としますが、都市構造の検討や市街化調整区域から市街化区域に供給される未利用エネルギー施策の検討など、市街化区域だけでは検討することができないものも含まれることから、これらについては、市街化調整区域も含めて検討していきます。

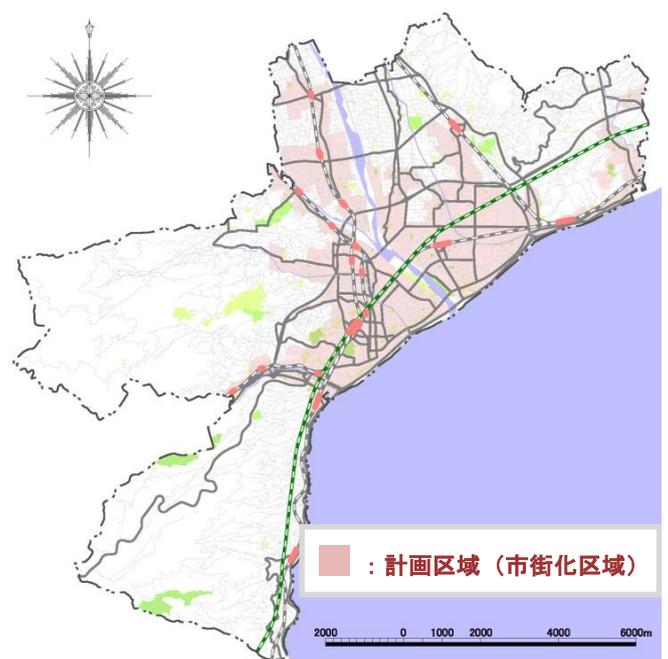


図 小田原市低炭素都市づくり計画の計画区域

低炭素都市づくり計画の位置付け

■ 上位・関連計画と低炭素都市づくり計画の関係性

本計画は、おだわら TRY プランを上位計画として、都市計画マスタープランや環境基本計画と連携して都市の低炭素化に向けた都市づくりの方向性を示すものです。

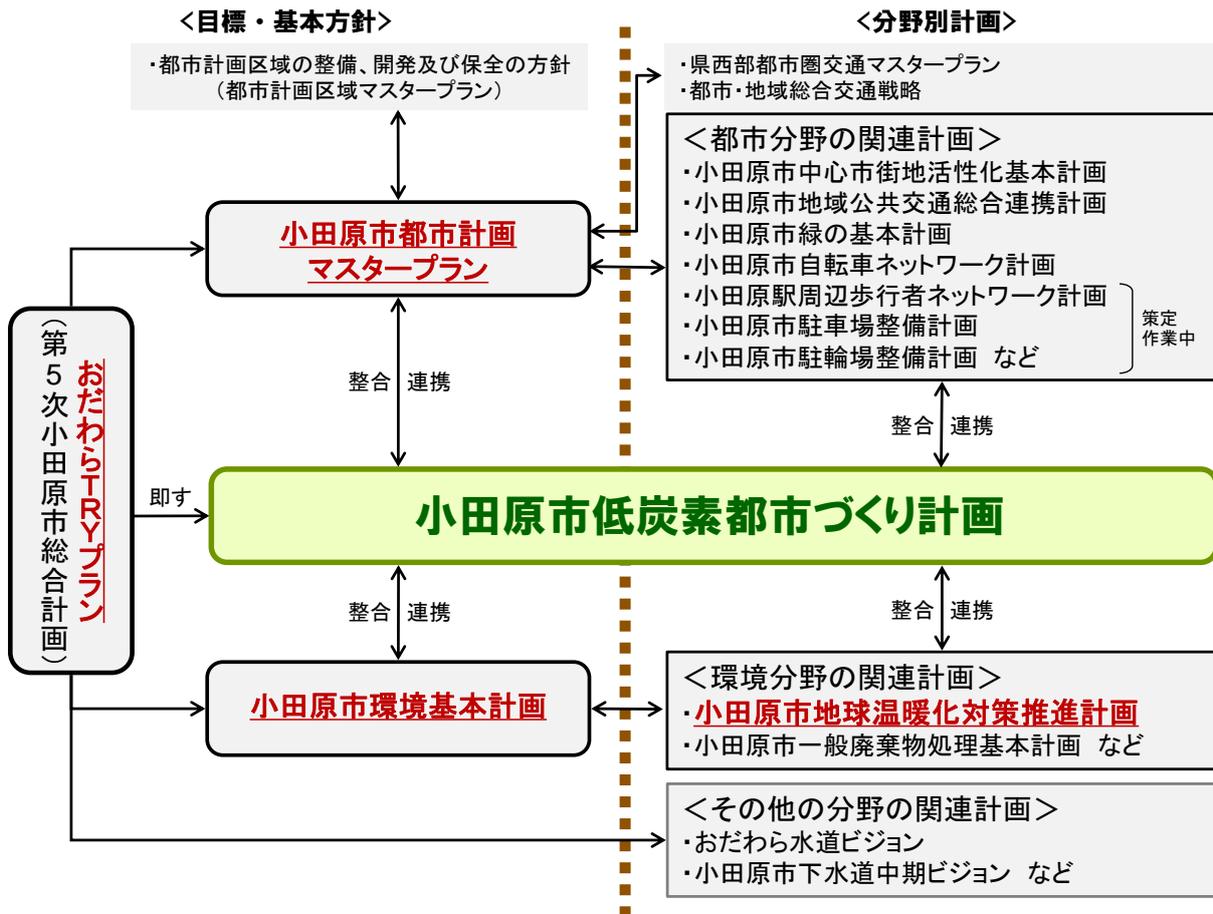


図 小田原市の計画体系と低炭素都市づくり計画

■ 地球温暖化対策推進計画と低炭素都市づくり計画の関係性

本市では、家庭部門や業務部門をはじめとする各部門において、二酸化炭素排出量の削減を着実に進め、市民・事業者・行政が協働しそれぞれの役割に応じた取り組みを行っていくことを目的に地球温暖化対策推進計画を策定し、二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいます。地球温暖化対策推進計画は、本市に存在する全排出源、すなわち、産業部門、運輸部門、民生（家庭・業務）部門、廃棄物部門を対象として低炭素化に向けた取り組みを行っています。

一方、本計画は、都市計画や都市づくりを通じて都市の低炭素化を促進することを目的とするものであり、地球温暖化対策推進計画の運輸部門及び民生（家庭・業務）部門の2部門の削減効果の一部を担うものです。

この2部門における地球温暖化対策推進計画と本計画の関係性について、次のように整理しました。

運輸部門：

- ・ 本計画では、主として、都市構造の変更や公共交通の利用促進など、自動車の移動距離の短縮や他モードへの転換による二酸化炭素排出量の削減に関する事項を対象とします。
- ・ 環境対応車への買い替え等の車両の単体規制は、原則、対象としません。（ただし、環境省の次世代自動車普及目標を超えて普及率を見込む場合は、その超えた分を対象とします。）

民生部門：

- ・ 本計画では、街区・地区単位での未利用・再生可能エネルギーの活用や、都市計画制度を活用した建築物（公共施設を含む）の低炭素化による二酸化炭素排出量の削減に関する事項を対象とします。
- ・ 既存建物における省エネ家電や省エネ OA 機器の買い替え等の単体機器の更新は、原則、対象としません。

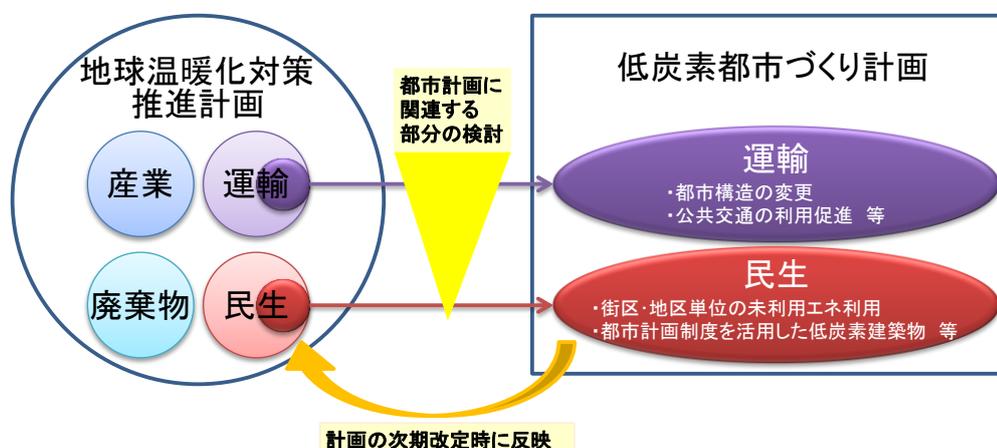


図 地球温暖化対策推進計画と低炭素都市づくり計画の関係